2025年度日本口蓋裂学会認定師資格更新審査についての手引書

2025年 9月 一般社団法人日本口蓋裂学会 認定師認定委員会 委員長 飯田征二

一般社団法人日本口蓋裂学会認定師認定委員会は日本口蓋裂学会認定師制度規則ならびに施行細則 に基づいて、認定師資格の更新審査を下記の要領で実施します。

1) 更新審査の対象となる認定師

2021年に認定師資格認定を受けた日本口蓋裂学会会員を対象とします。

2) 提出書類

認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出してください。

なお、レターパックなど配達記録が残るものでご提出ください。

- ① 認定資格更新申請書(書式1)
- ② 所定の審査料振込領収証、またはそのコピー
- ③ 履歴書(書式2)
- ④ 学術業績目録(書式3、4)
- ⑤ 学術会議参加一覧と参加証のコピー
- ⑥ 認定師申請単位取得セミナー受講証(2枚)(同一年の複数受講は認めない)
- ※2026年4月1日時点で満65歳以上の認定師は④⑤の提出は不要とする

3) 認定師更新審査料の納付

認定師更新審査料 10,000 円

所定の振替用紙にて本委員会郵便振替口座へ振り込んでください。

なお、既納の審査料は原則として返還しません。

*通信欄に「認定師更新審査料」とご記載ください。

【ゆうちょ銀行から送金の場合】

郵便振替口座: 00170-0-489179

加入者名:一般社団法人 日本口蓋裂学会

【他の金融機関から送金の場合】

銀 行 名: ゆうちょ銀行

支 店 名: ○一九(ゼロイチキュウ)店

口座番号: 当座) 0489179

4) 認定師の資格更新の要件

認定師の資格更新を申請する者は、日本口蓋裂学会学術集会にあわせて開催される<u>認定師セミナーに期間内において2回以上の出席を必須</u>とし、かつ、別表に定める単位に基づき<u>期間内に60単位以上の研修実績</u>を修めなければならない。但し、業績を記載する際は所持している業績すべてを記載するのではなく、80単位までを上限とし、それ以上は記載しないこと。

① 学術活動:

口唇裂・口蓋裂にかかわる論文発表、学会発表については別表に定める通り単位を付与するものとし、申請要件の単位にふくめることができる。なお、必ず論文の表紙のコピーを提出すること。総説・著書を除いて記載できる論文は、「査読あり」の学術雑誌掲載論文に限る。

② 学術集会への出席:

本学会総会ならびに別表に示す共通学会、各分野が指定する学会への参加に対して表に示す単位を付与するものとし、申請要件の単位に含めることができる。なお、指定した学会以外での口唇裂・口蓋裂に関わる発表において発表者として参加した場合も表に示す単位を与える。

5) 資格更新の猶予処置

- ① 諸事情により所定年度内で条件を満たすことができない場合、申請更新の猶予措置をとることができる。
- ② 猶予期間は2年を限度とし、延長年に応じて1年では所定点数に12点(合計72点)を加えた業績を申請必要条件とし、2年では24点(合計84点)ならびにセミナー出席1回を加えること(合計3回出席が必要)を申請要件とする。
- ③ なお、休会期間は必要年数に加算されず、また、その期間の点数は所定点数の換算より除外する。

6) 更新審査の時期

2026年1月~2026年2月に実施いたします。

7) 更新審査の結果の発表および登録

認定師資格更新審査の結果は認定師認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。更新登録料の納付を確認した後、理事長が学会の専門医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

8) 書類提出

書類提出期間:2025年11月4日(火)~12月31日(水)【消印有効】

書類提出先:〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F

(株)春恒社内 日本口蓋裂学会認定師認定委員会 宛

9) 問い合わせ

日本口蓋裂学会事務局へメールでお問い合わせください。

E-mail: jcpa-office@shunkosha.com